

議案第27号

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

幕別町総合介護条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,300円とする。

第7条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,300円」とあるのは、「34,000円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,300円」とあるのは、「46,900円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の幕別町総合介護条例第7条の規定は、令和元年度以降の年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。